



「資格情報のお知らせ」 または「資格確認書」を送付します

☎困国保年金課国保係(☎内線1113)
☎国保年金課国保係(☎内線2160)

対象者 市の国民健康保険加入者
発送方法 世帯主あてに送付
送付時期 7月下旬

○世帯員全員分を同封して送ります。

ただし、同一世帯にマイナ保険証の有無が混在する場合「資格情報のお知らせ」と「資格確認書」を別々に送ります。

○「資格情報のお知らせ」などが届き次第、内容を確認してください。
○記載内容に誤りがある場合は、上記までご連絡ください。

○「資格情報のお知らせ」の有効期限はありませんが、生年月日が昭和31年7月31日以前または「資格確認書」の人の有効期限は右表のとおりです。

○希望者には簡易書留で送りますので、次の期間中に届け出てください。

期7月1日(火)～7日(月)

時午前8時30分～午後5時15分

場困国保年金課国保係、国保年金課国保係

持保険証、資格情報のお知らせ、資格確認書のいずれか1つ

生年月日	有効期限
昭和25年8月2日～ 26年7月31日	75歳の誕生日の前日(※1)
昭和26年8月1日～ 30年8月1日	令和8年7月31日
昭和30年8月2日～ 31年7月31日	70歳の誕生日が1日…誕生日の前日 70歳の誕生日が2日～月末…誕生日の月末(※2)
昭和31年8月1日以降	令和8年7月31日

※1. 75歳の誕生日から後期高齢者医療保険に加入になります

※2. 有効期限の翌日から「高齢受給者証兼資格情報のお知らせ・資格確認書」に切り替えになるので、期限に合わせ別途郵送します

※期限が切れた保険証・資格情報のお知らせ・資格確認書は市に返却するか、自身で破棄してください

日 日程
時 時間
期 期間
場 会場・場所
対 対象・資格
電 電話
FAX FAX
A A
X X
定 定員
電 電子メール
HP ホームページ
他 その他



国民年金保険料の免除等申請を開始します

■7月1日(火)から受付開始

令和7年度国民年金保険料の免除・納付猶予申請は、7月1日(火)から受け付けを開始します。また、過年度についても、申請月から2年1か月前の月分までさかのぼって申請できます。

なお、保険料の免除・納付猶予申請は原則として毎年必要です。令和6年度に免除または納付猶予を受けていて、継続申請が承認されていない人は6月で承認期間が切れます。引き続き免除などを希望する場合は、困国保年金課か国保年金課で申請手続きをしてください。

申請結果は、日本年金機構からの通知で確認してください。

来庁者の本人確認ができる身分証明書(マイナンバーカードや運転免許証など)、基礎年金番号が確認できるもの(基礎年金番号通知書または年金手帳など)

※2年以内に失業した人は雇用保険離職票または雇用保険受給資格者証

○電子申請もできます

国民年金第1号被保険者加入の届け出や、国民年金保険料の免除・納付猶予の申請、学生納付特

日本年金機構HP



例の申請がマイナポータルでできます。

なお、利用には利用者登録や、マイナンバーカードとその受取時などに設定したパスワードが必要です。不明な点などは、年金機構HPを確認するか、年金事務所にお問い合わせください。

国民年金には、所得が少なく保険料を納めることが困難な場合に、一定の基準により保険料の免除や、納付が猶予される制度があります。

■免除制度

申請者本人、配偶者、世帯主それぞれの前年所得を基準に審査が行われるため、それに応じて保険料の全額免除または一部免除を申請できます。

全額免除：保険料全額が免除

一部免除：保険料の一部を免除(4分の3免除・半額免除・4分の1免除)

※承認された場合、減額後の保険料を納めず2年を経過すると未納と同じ扱いになります

■納付猶予制度

学生を除く50歳未満の人で、申請者本人、配偶者それぞれの前年所得を基準に審査が行われるため、それに応じて保険料全額の納付猶予を申請できます。

☎高崎年金事務所(☎322-4299)、困国保年金課医療年金係(☎内線1116・1117)、国保年金課国保係(☎内線2160)